第３号様式（その１）（第６条関係）

入　札　参　加　申　請　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　日

郡山市上下水道事業管理者

　下記の制限付一般競争入札について、入札参加申請をいたします。

なお、地方自治法施行令第167条の４の規定に該当していないこと及びこの申請書の記載事項に事実と相違ないことを誓約いたします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 所在地 |  | | |
| 商号又は名称 |  | | |
| 代表者職氏名 |  | | |
| 電話番号 |  | 市登録番号 |  |
| 総合点※ |  | 郡山市格付等級 |  |

※郡山市格付等級に係る総合点又は経営事項審査の総合評定値

（公告中の入札に参加する者に必要な資格要件により該当する点数を記入すること）

記

|  |  |
| --- | --- |
| 契約番号 |  |
| 工事等名 |  |
| 施工場所 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の手持工事  （本年度に郡山市上下水道局と契約した同業種の制限付一般競争入札で行った工事を記入すること） | |
| 工事名 | 当初契約金額（円） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配置予定技術者 | 氏名 |  |  |
| （２人まで） | 資格 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 給水装置主任技術者 | 氏名 |  |  |
| （２人まで） | 資格 |  |  |

配置技術者について、専任を要する工事の兼任又は営業所技術者等の配置が可能な工事の要件は下記のとおり。

関係法令を遵守し、技術者を配置すること。

配置技術者が専任を要する工事において兼任が可能な場合

１　建設業法施行令第27条第２項に該当する場合は兼任が可能である。ただし、発注者（異なる場合はそれぞれの発注者）が兼務を認めた場合に限る。

次のア～イを全て満たす工事であること。

ア　工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

イ　工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事であること。

ウ　管理する工事が原則２件程度であること。

エ　監理技術者の配置を要する工事でないこと。

２　契約金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は、9,000万円以上）となる工事の場合、配置技術者は専任を要するが、建設業法第26条第３項ただし書きに該当する場合は、兼任可能である。以下（１）又は（２）のとおり。ただし、個別公告で、兼任配置の対象外としている場合は、この限りではい。

（１）建設業法第26条第３項第１号に掲げる要件を満たす工事であること。（専任特例１号）

次のア～クを全て満たす工事であること。

ア　各建設工事の請負代金の額が、１億円未満（建築一式工事である場合は２億円未満）であること。

イ　建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能であり、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね２時間以内であること。

ウ　当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。

エ　監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式

工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に対し１年以上の実務の経験を有する者であると。

オ　当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ　当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の２第１項第５号に掲げる事項を記載した人員の配

置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。当該計画書は、一定期間営業所で保存しなければならない。

キ　当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用すること

が可能な環境が確保されていること。

ク　兼務する工事現場の数が２を超えないこと。

（２）建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置する工事であること。（専任特例２号）

次のア及びイを満たす工事であること。

ア　監理技術者補佐として以下のいずれかに該当する者を専任で配置すること。

（ア）主任技術者の資格を有する者のうち、１級の技術検定の第一次試験に合格した者（１級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された

検定種別に限る）。

（イ）当該建設工事の種類に係る監理技術者の資格を有する者。

イ　兼務する工事現場の数が２を超えないこと。

※同一の主任技術者又は監理技術者が、専任特例１号を活用した工事現場と専任特例２号を活用した工事現場を兼務することはできない。

営業所技術者等が専任を要する工事の技術者を兼務することが可能な場合

３　営業所技術者等は営業所に常駐して専らその職務に従事することが求められているが、建設業法第26条の５に該当する場合は、営業所技術者等を専任を要する工事の配置技術者とすることが可能である。その要件は以下のとおり。ただし、個別公告で、営業所技術者等を配置の対象外としている場合は、この限りではない。

次のア～ケを全て満たす工事であること。

ア　営業所技術者等が置かれている営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。

イ　各建設工事の請負代金の額が、１億円未満（建築一式工事である場合は２億円未満）であること。

ウ　営業所と当該工事現場間の距離が、営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、営業所と当該工事現場との間の移動時間がおお

むね２時間以内であること。

エ　当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。

オ　監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工

事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に対し１年以上の実務の経験を有する者であること。

カ　当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

キ　当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則第17条の２第１項第５号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書（営業技術者等が所属

する営業所の名称及び当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称が記載されていること。）を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。当該

計画書は、一定期間営業所で保存していること。

ク　当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが

可能な環境が確保されていること。

ケ　工事現場の数が１を超えないこと。